

第 3 期 第 3 回
高圧ガス規格委員会
議事録(案)

1. 日 時 : 平成 25 年 3 月 29 日(火) 14:00~16:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 2・3 会議室
3. 出席者 : (敬称略・順不同)
委員長 : 木村
委 員 : 大谷、土橋、堀口、駒田、渡辺、石塚、綱島、久保田 (代理)、加藤、萩原、小澤、岩本、土屋、三好 (代理)、宇都宮
オブザーバー : 小田 (経産省 高圧ガス保安室)
小菅 (KLK)、荒木 ((一社) 日本エルピーガスプラント協会)、
鳥海 (週刊 産業と保安)
KHK : 松本、須知、太田、小山田、鈴木、市川、宮下、篠田
4. 配布資料
資料 17 第 3 期 第 2 回 高圧ガス規格委員会議事録(案)
資料 18 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 25~27 年度)
資料 19 定期自主検査指針(LNG 受入基地関係)の改正について
資料 20 LP ガスバルク供給基準(KHKS 0501)の見直しについて
資料 21 可とう管に関する基準(KHKS 0803)の見直しについて
資料 22 危害予防規程(KHKS1800)の見直しについて
資料 23 保安検査基準・定期自主検査指針(KHKS/JOGMECS0850)
(液化石油ガス岩盤備蓄関係)に係る技術文書について
資料 24 定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会 委員名簿

5. 挨拶、委員紹介等

本日、欠席の委員は以下4名。

三宅（淳）委員（横浜大学）、小林委員（三菱化学）、山崎委員（東洋エンジニアリング（株））、志賀委員（新興プランテック（株））

また、代理出席で以下2名が出席した。

三宅（博）委員（大陽日酸（株））の代理：久保田殿（大陽日酸（株））

吉澤委員（茨城県）の代理：三好殿（茨城県）

委員紹介等終了後、弊協会 高圧ガス部長 松本より挨拶があった。

6. 議事概要

6.1 議題(1) 前回議事録(案)の確認・承認

事務局から資料17について、事前に各委員に送付済みである旨及び事前送付・確認の結果、内容に関わるもので修正はないとの説明があった。

その後、出席委員(15名)による挙手による採決が行われ、出席委員全員(15名)の賛成により可決となった。

6.2 議題(2) 技術基準整備3ヶ年計画(平成25～27年度)について

事務局から資料18について以下の説明があった。

資料18項目1～3及び13～23については、平成26年度上期を目処に改正予定。項目13～23については、今回資料が準備出来なかった為、次回(7月予定)には、資料を準備の予定。項目4～9については、平成26年度下期から、見直し開始予定。項目10については平成25年下旬より見直し予定。項目24、25については、関係団体の意向を確認しながら廃止の方向で検討中。

その後、以下の質疑応答等があった。

【質問 6.2-1】

項目24、25の基準の廃止について、片方の基準はLPガス自動車普及促進協議会で制定されたので、廃止して頂いても構わないが、2つの基準が制定されてから、2つ同時に廃止するか？

【回答】

関連する項目もあるので、2つの基準が制定されてから、同時に廃止する予定。

その後、出席委員(15名)による挙手による採決が行われ、出席委員全員(15名)の賛成により可決となった。

6.3 議題(3) 定期自主検査指針(LNG受入基地関係)の改正について

事務局から資料19について、KLKより説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 6.3-1】

関税法の改正で、1回/2年から1回/3年になった背景は何か。液面計の信頼性が極端に上がった等の理由があるのか。

【回答】

KLKは背景まで確認していない。あくまで平成22年に関税法基本通達が改正された事を受けての改正。ただし、KLKの検査結果からも分かるように、過去2年ごとの検査において法の許容誤差を超えるものはなく、信頼性は高い。そういった事が考慮されての改正と認識している。

【質問 6.3-2】

この法改正に関する改正はLNGについてのみか？

【回答】

『石油類等の～』とあるので、LNGのみではなく、石油化学全般と考える。

【質問 6.3-3】

その場合、コンビナート保安検査基準はどうなるのか？

【回答】

液面計については、保安検査基準、定期自主検査指針に精度検査の項目はないが、整合が取れるように、次回見直しを検討する。

その後、この議題については書面投票によって採決を行う事が承認された。

6.4 議題(4) LP ガスバルク供給基準(KHKS 0501)について

事務局から資料 20 についての説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 6.4-1】

改正案はその通りであるが、現在協会による講習が行われていないため、現行の表現となった背景がある。実態に合わせるのか、それとも通達にあわせるのか。

【回答】

『一年以上の経験を有する者』の部分については、緩和の方向につながるのので、通達に合わせて様に改訂した方が良いと考える。

【質問 6.4-2】

本議題と直接関係はないが、バルク貯槽の 20 年開放検査の問題については、今後 KHK で検討するとのことだったが、それはどうなったか？

【回答】

工業用については、保留。民生用のものについては、今年度中に KHKS を制定する予定。基本的には液化石油ガス規格委員会で審議するが、高圧ガス保安法に関する部分については、高圧ガス規格委員会で審議する予定。

【質問 6.4-3】

付属書 L の改正案について、コンビナート保安規則第 5 条第 2 項第 5 項では、使用開始時と使用終了時、さらに運転中に点検することとなっているが、この点については、どうお考えか？

【回答】

第一種製造者については、運転中の点検も行っているが、LP も含めて一般的な消費設備では、使用開始時及び使用終了時の 2 回の点検で運用しているので、現状に沿った内容と考える。

その後、出席委員(15 名)による挙手による採決が行われ、出席委員全員(15 名)の賛成により可決となった。

6.5 議題(5) 可とう管に関する基準(KHKS 0803)について

事務局から資料 21 について説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 6.5-1】

『2.見直しについて』の部分で、JIS が改訂されているなら、括弧内の年度表記はその年度の表記になるのではないか？

【回答】

資料を訂正する。

【質問 6.5-2】

機器検査事業部は、この内容を確認しているのか？基準の大本は機器検査事業部が作成したはずだが。

【回答】

JIS について改訂されてはいるが、実際の例示基準には影響が無い部分であり、安全性についても問題無いと考えている。

その後、出席委員(15 名)による挙手による採決が行われ、出席委員全員(15 名)の賛成により

可決となった。

6.6 議題(6) 危害予防規程 (KHKS 1800) の見直しについて

事務局から資料 23 に関して、見直しの概要説明と合わせて、今後の方針としては、リスクアセスメント、人材育成の項目についても、より具体的に危害予防規程の指針に取り入れる旨の説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 6.6-1】

いつまでに危害予防規程の指針に関する見直しを行う予定か。

【回答】

省令改正に合わせて改正する予定。平成 26 年度上期に改正の予定で考えている。

【質問 6.6-2】

指針の改正について、スケジュールが具体的ににならないか。LP ガス業界では、小規模な充てん所でも危害予防規程の変更届けが出来ように、より具体的な指針を作成しようと考えている。省令改正、KHKS の改正を順番に待っていたのでは対応が遅くなる。KHKS の改正と並行して、LP ガス業界用の指針の作成を行いたいので、KHKS 改正の原案を頂けるような事はできないか？

【回答】

出来るだけご要望に応えられるようにしたい。

【質問 6.6-3】

指針の表記について、一般の事業所、特定の事業所となっているが、一般、液石、特定と 3 つ有るべきではないか？

【回答】

過去、『規範』だった時代には、一般、液石、特定と 3 つの規範があったが、ある時点から液石が一般に吸収された。だから現行の指針の中に液石の内容が含まれている。ご意見は、参考とさせていただきます。

6.7 議題(7) 保安検査基準・定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)に係る技術文書について

事務局から資料 22 について説明があった後、以下の質疑応答があった。

【質問 6.7-1】

この技術文章は、高圧ガス規格委員会で取り扱うべき文章か。

【回答】

なじみはないが、規定上、KHK TD として、発行・管理する事が出来る。これが第 1 号となるが、扱いとしては参考資料の部類。

その後、出席委員 (15 名) による挙手による採決が行われ、出席委員全員 (15 名) の賛成により可決となった。

6.8 議題(8) 定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会 委員交代について

事務局から資料 22 について、田中委員 (三井化学) の後任として、岡野委員 (三井化学) への交代の説明があった後、出席委員 (15 名) による挙手による採決が行われ、出席委員全員 (15 名) の賛成により可決となった。

6.9 議題(9) その他

- ・ 本日説明があった、KHK TD の内容についても、資料 18 技術基準整備 3 ヶ年計画に追加して、正式な資料とする。
- ・ 先ほど承認頂いた、資料 20、資料 21 の見直しについて、技術的に見直しがないと説明した

が、付属書 L の点検項目について、使用開始時、使用終了時と項目が増えており、技術的な内容の変更の可能性がある為、書面投票に入る可能性がある。書面投票に移る場合は、事務局よりご連絡する。

- 5月に ASME の会議に出席予定のため、次回規格委員会で内容を報告予定。
- 次回規格委員会は7月に開催予定、危害予防規程の指針の改正案も報告する予定。

以上